

令和2年度第1回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和2年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

1 開催年月日

審議 令和2年5月13日(水)～令和2年5月14日(木)

採決 令和2年5月15日(金)

2 開催場所

書面による開催

3 審議会委員

会 長 佐 藤 信 行

副会長 岩 隈 道 洋

委 員 飯 塚 亜矢子

高 木 祥 勝

河 野 雅 子

藤 崎 弘 道

真 野 英 人

福 司 慶 子

川 原 清 美

田 中 やすのり

さかまき 常行

荒川 なお

中 妻 じょうた

橋 本 正 彦

中 川 修 一

4 事務局

総務部長

区政情報課長

I T推進課長

5 関係課長

地域振興課長

定額給付金担当課長

令和2年5月13日（水）～令和2年5月14日（木） 審議内容

○河野委員より質問

「個人情報を含む書類について」

- 1 事務センターでの保管期間はいつまでか。
- 2 事務センターでの保管期間終了後はどのような取り扱いとなるのか。

◇定額給付金担当課長回答

- 1 事務センターでの保管期間は、委託期間の終了日となる11月30日までを予定しております。
- 2 事務センターでの保管期間終了後は、受託事業者から区の保管場所宛てにGPSによる追跡等セキュリティが確保された方法での運搬を予定しております。
区の保管場所においては、施錠等セキュリティが確保された状態で保存年限（事業終了の翌年度から5年間）が終了するまで適切に保管を行ったのち、区の文書廃棄の取扱い方法に従い適切に廃棄する流れとなっております。

○福司委員より質問

「高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯において申請書の記入や投函がままならず申請期限までに申請が間に合わなかった場合の対応について」

- 1 郵送申請方式の給付申請は受付開始日から3か月以内が申請期限とされているが、3か月を超過した場合、支給はされないのか。
- 2 高齢者等で申請期限までに申請が遅れた世帯に対して、例えば電話等による催促など、支援策は想定しているのか。

◇定額給付金担当課長回答

- 1 国からは、申請期限を超過した申請については、支給ができない旨が示されており、区で異なった対応をすることは困難であります。
申請主義での処理となりますので、3か月以内に必ず申請を行っていただくよう、お願いしてまいりたいと思っております。
なお、3か月以内に申請を行っていただければ、書類不備による確認等に要する期間は3か月を超えても行えるものと認識しております。

- 2 申請書を郵送したのち、一定期間をおいて申請がなされていない世帯に対しましては、申請の勸奨通知を発送することを想定しております。

現時点では、想定される方個人の電話番号を把握していないことや電話による詐欺等が横行している現状もあり、未申請者個人への電話での申請の勸奨については、想定しておりません。

○高木委員より質問

- 1 国からはどのように給付金資金が配分されるのか。
区において、各個人ごとの給付金受け入れを決定し、各個人の口座を、国へ通知し、国から金融機関を通じて各人の口座へ直接振り込まれるのでしょうか。
- 2 給付金申請書の様式はどのようなものか。(過日、新聞に掲載された総務省のお知らせのとおりか)
- 3 郵送で申請書を提出する場合、その内容が外部に漏れないような仕組みになっているか。(口座番号等にいわゆる目隠しシール等を貼る必要はないか。)
- 4 口座は一世帯一つか、あるいは個人ごとか。
- 5 本人チェック、口座番号チェックはどのように行うか。
- 6 不支給とはどのような場合か。
- 7 個人への払い込みはいつ頃になる見込みか。
- 8 差し支えなければ、受託業者はどのように選ぶか、各区共通か、具体的にどこか伺いたい。

◇定額給付金担当課長回答

- 1 国からは東京都を通じて、国庫補助金として給付金資金が区に配分されます。
区においては、支給対象者に申請書類を送付し、口座等を記入のうえ、区に返送していただき、区で審査を行い、支給決定をしたうえで、区から対象者の口座に振り込みます。
- 2 申請書の様式は、総務省の様式に必要な修正を加えて作成しております。
なお、給付を急ぐ方向けに申請書の様式を5月13日から区のホームページにアッ

プロードさせていただいております。

URL

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/022/576/1.pdf

- 3 区から支給対象者への申請書類の発送に際しては、専用の窓空き封筒により行い、内容が外部に漏れないように配慮しております。
また、支給対象者から区への申請書類の発送に際しては、専用の返信用封筒により行い、内容が外部に漏れないように配慮しております。
- 4 口座は受給権者（原則、その世帯の世帯主）一つに対し、世帯構成員全員の給付金を支給することになります。
- 5 申請書類における本人チェックについては、申請書裏面に本人確認書類を添付する形式になっております。
また、口座番号チェックについては、同様に申請書裏面に口座確認書類を添付する形式になっております。
なお、マイナポータルによるオンライン申請については、マイナポータルサイトにアクセスする際にマイナンバーカードを用いるため、別途、本人チェックの必要はありません。
また、口座番号チェックについては、オンライン申請による場合も、口座確認書類をサイト上にアップロードする形式になっております。
- 6 不支給の場合とは、申請書発送の段階では支給対象であった方が、いわゆるさかのぼりの処理により、その受給資格を失ったにも拘わらず申請された場合に対する決定を想定しております。
- 7 申請書が事務センターに到着してから3週間程度を見込んでおります。
- 8 受託業者については、契約前のため具体的にお知らせすることはできませんが、類似事業の実施実績があるなど業務遂行に信頼がおけると思われる1社に絞り、迅速かつ適正に事業を実施できるよう進めているところです。
なお、受託業者については、各区共通ではなく、自治体ごとに選定するものとなっております。

○さかまき委員より質問・意見

1 質問事項

- (1) 基本随時とは思いますが、業務フローにおける下記の各データの受け渡しサイクル（日次なのか、一定データ量に達してなのか等）をお教えてください。
- ① 区から事業者への「オンライン申請データ」の受け渡し
 - ② 事業者から区への「申請内容データ」の受け渡し
 - ③ 区から事業者への「支給（不支給）決定後のデータ」の受け渡し
 - ④ 事業者から区への「口座振替データ」の受け渡し
- (2) 業務フローにおける以下の工程におけるレスポンスはどのくらいを想定しているでしょうか。
- ① 事業者が「支給（不支給）決定後のデータ」を受領してから決定通知書を発送するまでの納期
 - ② 事業者が「支給（不支給）決定後のデータ」を受領してから「口座振替データ」を受け渡すまでの納期
- (3) 下記のリードタイムはどのくらいを想定しているでしょうか。
- ① 申請書が事業者事務センターに着してから申請者の口座に振り込まれるまで
 - ② 申請者がマイナポータルに申請入力してから申請者の口座に振り込まれるまで

2 意見

データの受け渡しや、決定通知の発送、金融機関への口座振替データの持ち込みなど、作業上煩雑にならぬようまた、効率よく進むよう、日次など一定のサイクル・量にてルーチン作業に落とし込まれていると想像いたしますが、できるだけ速やかに一刻でも早く困っている方へ届くよう一層の工夫を業務開始後も QCD 改善見直し活動をしていただければよいお願いをいたします。

（例えば、煩雑にならない範囲でデータの受け渡しを五月雨式にする等）

◇定額給付金担当課長回答

回答させていただく前段のお話として、さかまき委員様からご意見をいただいているように、極端に煩雑にならない範囲でデータの受け渡しについては五月雨式を行うことで、可能な限り申請から実際の給付までの期間を短くできるように様々に準備を行っているところでございます。

(1)

- ① 原則、週次をベースにする一方で、大量にデータの受け渡しが必要となった際には随時対応することとしています。

- ② 申請者からの問合せ対応が頻繁に発生することを見越し、原則、日次での受け渡しを想定しております。
- ③ 原則、週次をベースにする一方で、大量にデータの受け渡しが必要となった際には随時対応することとしています。
- ④ 原則、週次をベースにする一方で、大量にデータの受け渡しが必要となった際には随時対応することとしています。

(2)

- ① 3日間程度を想定しております。
- ② 10日間程度を想定しております。

(3)

- ① 3週間程度を想定しております。
- ② 3週間程度を想定しております。

○真野委員より意見

給付金の受給権者は世帯主とされていることから、DV被害者等の申し出に対応の際の、ヒューマンエラー防止に細心の注意が必要であると思います。

報道によりますと、「家庭内暴力の被害者が、諸事情により基準日までに住民票を移せない場合や、基準日の翌日以降に暴力が発生して避難した場合は、以下の一定の要件を満たし、その旨を申請すれば、申出者の住民票が所在する市区町村ではなく、申出日時点で居住する市区町村から支給される」とされています。

こうした方からの申請に関する問い合わせは、コールセンターでも受けることになると思いますが、区職員への引継ぎ時にミスが出たりしないか若干の不安が残ります。

当然防止策が講じられているものと思いますが、資料から読み取ることができませんでしたので、ヒューマンエラー防止の観点から意見として述べさせていただきました。

◇定額給付金担当課長回答

委員ご指摘のとおり、コールセンター宛てにもDV被害者等、非常にセンシティブなお問合せが届くことが想定されます。

その際には、コールセンター対応とするのではなく、区職員対応として区の相談窓口をご案内するなど、不十分な引継ぎにより、申請者様等の不利益とならないよう十分に注意してまいります。

○荒川委員より質問

- 1 諮問事項（１）窓口での申請の受付等をおこなう業務を外部委託するとあるが、具体的な業務について教えてください。
- 2 今回、決まった受託事業者は、どのような理由で事業者決定されたのか教えてください。
- 3 「専用フォルダに記録した個人情報は、業務終了の翌年度から 5 年経過後速やかに消去する」とあるが、5 年は普通に考えると長いように感じます。なぜ 5 年なのか。
- 4 今回、シリアル番号を目的外利用となっているが、これまでも目的外利用となったことはあるのか。
- 5 「GPSにより追跡可能なセキュリティ便でおこなう」とあるが、区が追跡をおこなうのか。文章からでは、分かりにくいので、教えてください。

◇定額給付金担当課長回答(質問 4 のみ事務局回答)

- 1 郵送又はオンラインでの申請が困難な方に対し、臨時窓口を設け、申請書の作成についての相談に応じ、申請書に適切に本人確認書類・口座確認書類等が添付されていることを確認し、申請書の受付を行います。
- 2 特別定額給付金事業の目的は、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家庭への支援を行うことであり、区においては、全世帯への通知の印刷・発送、区民からの問合せ等、膨大な事務量が想定され、その目的を達成するために、事業者の一部事務を委託し、早急に対処することが求められております。
こうした状況から、競争入札による事業者選定には時間的猶予がないため、国からの通知に基づき、随意契約を締結することとし、9 事業者の中から決定します。
- 3 国からの補助金との関係で文書管理規程上、5 年間になります。
- 4 シリアル番号は、これまでも戸籍証明書のコンビニ交付等（平成 30 年度第 3 回板橋区情報公開及び個人情報審議会 以下「審議会」）で使用されていますが、目的外利用として整理を行った例はありません。
- 5 受託事業者が行う配送業務についての管理のため、受託事業者の対応です。

○飯塚委員より質問

区が住民票所在市町村に該当する場合を想定します。

配偶者からの暴力を理由とした避難事例等に関し、適切に対処するためには、

- 1 ある区民が配偶者等の分も併せて給付金の申請をしてきた場合に、当該配偶者等について住民票所在都道府県が住民票所在市町村への通知が区に到着しているか否かのチェック
- 2 住民票所在都道府県が住民票所在市町村への通知が区に到着した場合に、申出者分の給付金を申請した配偶者等がいるか、仮にいた場合、申出者分の支給決定通知が行われているか否かのチェック

が必要になると思われませんが、当該チェック体制はどのようになっておりますでしょうか。

DV等を理由に別居後も住民登録を変更しない方は少なくないですし、区外居住者による支給市町村変更の申出と、区内在住の配偶者等による給付金申請、両者が競合するケースが一定程度生じるものと考えられます。

この場合、申出者分の給付金につき二重払いにならないよう注意が必要ですし、支給を受けられなかった者から苦情が来ることも予想されます。

◇定額給付金担当課長回答

板橋区では、被害にあわれ避難している被害者の方に確実に支給することが最も重要であると考えております。

そのうえで、ご指摘のとおり、板橋区に住民票がある方で他の自治体へ避難している方の通知が届いた場合には、支給決定までの段階では支給を停止し、支給決定後に判明した場合では、申請者に還付請求することとなります。

なお、この対応については、受託事業者ではなく区職員による対応となります。

令和2年5月15日（金） 採決結果

○佐藤会長より採決結果報告

第1回審議会の終了について（お知らせ）

掲題の件につき、委員の皆さまには、ご協力をいただきありがとうございました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策のため、前例のない、書面による開催（電子メールを併用）となりましたが、全15委員中、7人の委員から質問・意見をいただき、当該質問と回答を電子メールで共有の上、議決のための賛否を電子メールでご回答いただくよう求めたところ、賛成14、反対0で本件は可決されたことをお知らせいたします。

なお会長は、議長として、賛否同数の場合に限り票を投じますので、上記の全委員数には

含まれておりますが、賛否数には含まれておりません。

なお、今回は、書面による開催（電子メールを併用）そのものの手続について、事柄の性質上、通常的方式による審議会において事前に審議または報告をすることが不可能であり、議長たる会長による判断という方式を採らざる得ませんでした。この点から、直近に開催される通常方式による審議会において、この第1回審議会のあり方について報告し、書面と電子メールの併用による審議の充実や、さらにはビデオリンク方式による審議の可能性検討の参考のために、ご意見を伺いたいと考えております。その際には、よろしく願いいたします。